

# 人

# 権

# 大阪府 協会 ニュース

vol. 9  
2005年 3月

「大阪府人権協会ニュース」では、人権相談をはじめ相談担当者の方に、相談活動の参考となるような制度・施策の創設や改正のポイント紹介、具体的な相談活動紹介などの情報提供を行っています。

また、必要に応じ、大阪府人権協会としての考え方や地域、相談機関での取り組みの呼びかけなども伝え、地域活動の一助となることを目的に編集しています。

## 高齢者虐待の現状と課題

大阪府立看護大学 教授 津村 智恵子

2

## 大阪府における取組みと今後の課題について

大阪府健康福祉部高齢介護室 在宅課

4

## 高齢者虐待に関する実態アンケート調査結果報告 ～抜粋～ 2004(平16)年10月

大阪府立介護実習・普及センター

6

## 高齢者虐待防止センターの取組み

特別養護老人ホーム フィオーレ南海

8

## 高齢者虐待相談事業について

ヒューマインド (大阪府福祉人権推進センター)  
社会福祉法人 大阪府総合福祉協会

10

## 大阪後見支援センターの活動に 見る高齢者虐待

大阪後見支援センター 部長 川 並 利 治

12

## 大阪府立介護実習・普及センター 人材養成班における高齢者虐待防止のとりくみ

大阪府立介護実習・普及センター 保健師 石垣 美和子

14

## 「高齢者に関わる相談窓口」一覧

16



# 高齢者虐待の現状と課題



大阪府立看護大学 教授 津村 智恵子

## はじめに

近年、世界一の長寿国であるわが国の急速な高齢世帯の独居・核家族化、これと並行しためざましい女性の社会進出は、高齢者が高齢者を介護せざるを得ない老々介護現象を増加させ、家族員の減少が家庭内介護力を著しく低下させています。これに、世代間での老親扶養意識の格差の拡大化、価値観のギャップが家庭での「高齢者いじめ＝虐待」につながっているのではないのでしょうか。2004年4月厚生労働省発表「家庭内での高齢者虐待全国実態調査」をふまえて、わが国の在宅高齢者虐待問題と今後の取り組みについて考えてみたいと思います。

## 1 介護保険の利用は、介護の放棄・放任虐待を減少させた

在宅高齢者虐待の国による全国調査は、2004年が初めての調査のため、介護保険の利用が虐待の減少につながったかどうかは判明しません。しかし、介護保険開始前1997年に私どもが行った同様の高齢者虐待の全国調査と比較すると、介護保険開始後2004年の厚生労働省

全国調査では虐待の種別では、介護・世話の放任・放棄のみが減少しており、介護保険サービスの利用が介護負担を軽減させ、成果につながったと考えます（表1）。

## 2 虐待者の続柄と、虐待の種類

上述の同じ調査の主な虐待者の続柄比較では、介護保険開始前は虐待者の1位は「嫁」で3割を占めていましたが、介護保険開始後の調査では1位「息子」、2位「嫁」と入れ替わっており、家庭内介護は「嫁」だけが負担するのではなく、「息子」も組み込まれつつあり、世帯主として背負わざるを得ない状況になっていることが窺えます（図1）。また、表1で介護保険開始後、増えている経済的虐待の主な虐待者は「息子」、「娘」が共に3割近く占めており、親の年金等に依存・搾取状況にある子ども世帯との同居などによる深刻な経済問題が浮上してきています。

## 3 ケアマネージャーと保健所・市町村が発見する被虐待者は同じ対象ではない

2004年厚生労働省全国調査から、虐待を受けている

表1 介護保険開始前・後での在宅高齢虐待の種別の変化状況

	%	介護放棄・放任	身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待
介護保険開始前 N= 974 (100.0)		58.8%	47.2	46.0	15.3	0.3
介護保険開始後 N=1991 (100.0)		52.4%	50.0	63.6	22.4	1.3

図1 主な虐待者の続柄

(厚労省全国調査、高齢者虐待防止研究会調査)

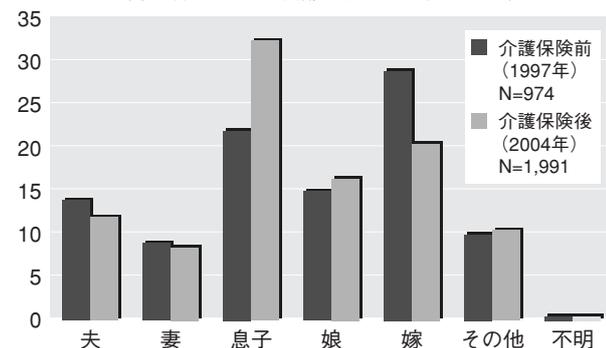
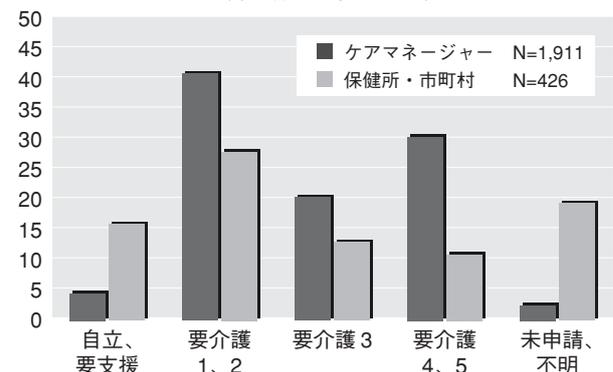


図2 虐待を受けている高齢者の自立度

(厚労省2004年全国調査)



高齢者の自立度別に扱った機関をみると、ケアマネジャーは介護度1～5の高齢者を対象としているので、これらの階層から虐待事例を発見しているが、保健所・市町村が扱っている虐待事例の自立度は、自立・要支援レベル、介護保険未申請など、発見対象に違いが見られることから、これら両方の機関がともに早期発見・対処のためには必要といえます（図2）。

#### 4 高齢者虐待の主たる発見手段は家庭訪問

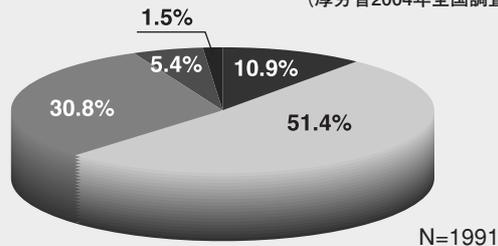
2004年厚生労働省全国調査から、発見時生命に関わる危険状態にあった高齢者が10.8%あったこと（図3）、及び1997年に私どもが行った全国調査では高齢者虐待は、約7割は家庭訪問により発見されています（図4）。言い換えれば、高齢者が自己主張しないわが国では、最も発見しやすいのは家庭訪問を手段・業とする職種であるヘルパーや訪問看護師、保健師などです。これら職種

への人権教育、虐待の早期発見のためのスキル研修は重要と言えます。

#### 5 ご近所見守りシステムで高齢独居・高齢核家族世帯等への早期対応

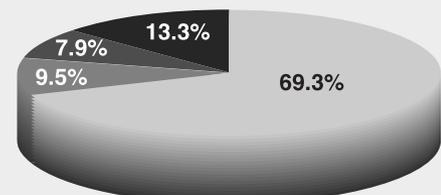
2020年頃には戦後ベビーブーム世代の高齢化で老年人口はピークを迎え、これら高齢世帯の1/3は独居高齢者で占められます。高齢核家族世帯も増大し、老々介護による家庭内介護力の低下は高齢者世帯を深刻な状況に追い込みます。経済不況の中、行政サービス対応の限界を考えると虐待の早期発見と、高齢者の健康と安全な暮しのための見守りネットワーク構築が必要です。さらに、今後ますます増加が予測される独居高齢者が、自身の生活行為を放置して自己の心身の安全や健康を損なう自己放任・自虐状態に陥らないよう、自虐予防に繋がる独居高齢者への支援・教育とあわせ、ご近所の底力、すなわち近隣住民を巻き込んだ多様な独居生活支援ボランティアの育成も必須と考えます。

図3 高齢者虐待の深刻度  
(厚労省2004年全国調査)



■ 生命に関わる危険状態 ■ 心身の健康に悪影響状態  
■ 意志が無視・軽視の状態 ■ わからない ■ 無回答

図4 高齢者虐待はどのようにして発見されているか  
1997年全国調査(津村ら)



■ 訪問 ■ 来所 ■ 電話 ■ その他

参考資料

#### 「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」より

財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会／医療経済研究機構

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 <b>具体的な例</b> ● 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ● ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。 <b>具体的な例</b> ● 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ● 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ● 侮辱を込めて、子どものように扱う ● 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 <b>具体的な例</b> ● 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ● キス、性器への接触、セックスを強要する／等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 <b>具体的な例</b> ● 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ● 本人の自宅等を本人に無断で売却する ● 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 <b>具体的な例</b> ● 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ● 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ● 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ● 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない／等

※調査対象者の範囲

# 大阪府における取組みと今後の課題について

## 連絡先

〒540-8570 大阪市中央区大手前2  
☎06-6941-0351(代表)

## 大阪府健康福祉部高齢介護室 在宅課

### はじめに

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を傷つけ、時には健康や生命までも脅かしかねません。大阪府では、高齢者虐待を人権上の重大な問題であると受け止め、高齢者が尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、高齢者虐待の防止のための取組みを進めているところです。

### 大阪府の取組み

大阪府におきましては、2003(平15)年3月に策定した「ふれあいおおさか高齢者計画2003」において、人権の尊重を計画の基本視点の第一に位置づけています。

高齢者虐待防止に関しては、従来から、高齢者虐待に関するセミナーの開催や介護支援専門員への啓発、講演会等を実施してきたところです。さらに、高齢者虐待防止に向けた機運を醸成し、高齢者虐待防止のための体制を構築するため、2004(平16)年9月、行政・保健・医療・福祉等の関係者の幅広い参画のもとに「大阪府高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ推進会議(座長:矢内純吉大阪府赤十字血液センター顧問)」を設置しました。現在、推進会議のもとに「在宅ワーキング部会」と「施設

設ワーキング部会」を設け、家庭内虐待の問題と身体拘束ゼロ・施設内虐待の問題に分けて、具体的な検討を進めているところです。

大阪府としては、2004(平16)年度を、高齢者虐待防止のための体制づくりに向けた礎を築く年と位置づけ、市町村や関係機関・団体と連携を図りつつ、以下のような事業を進めています。

#### ① 高齢者虐待防止市町村モデル事業

羽曳野市及び門真市において「高齢者虐待防止市町村モデル事業」を実施し、虐待事例の早期発見と適切な対応のためのネットワーク化などの体制づくり、介入手法などの対応技術の確立、住民の意識啓発、家族に対する支援などについて、具体的な取組みを通じて検討し、その成果をとりまとめることとしています。2005(平17)年度以降は、その成果を他の市町村に提供し、府内全域での高齢者虐待防止のための取組みを促進していきたいと考えています。

#### ② 高齢者虐待防止市町村リーダー職員養成研修

府内の市町村において高齢者虐待防止に関する体制づくりを進めるとともに、事例の発見や相談、対応が

### 高齢者虐待のない社会の実現を目指して

人はやさしい心根をもっていますが、ふとした言葉で心を傷つけたり、介護疲れ等でのつい手荒な行為に至ってしまうなど、高齢者に対する虐待は、家庭や施設等で身近な問題として存在します。

私たちは、これまで見過ごされがちであった高齢者虐待の問題を、誰もが直面し得る人権課題として捉えて、真剣に向き合うことが虐待防止の第一歩であると考えます。

また、介護は一人で抱え込まないことが大切であり、行政や関係機関・団体、地域住民が協力し、相談や支援、見守りなどの積極的な取組みを通じ、高齢者や介護する家族をしっかりと支えていく必要があります。

同時に、介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められます。

こうした認識のもと、私たちは、すべての人が尊厳をもって安心して暮らせる社会づくりに向けて、高齢者虐待の防止に全力で取り組むことをここに宣言します。

平成17年2月5日

大阪府 大阪府高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ推進会議

## 大阪府では「認知症」を使用します

- 大阪府において「痴呆」という用語を、今後、行政用語の使用に当たって、法令上の用語を行政処分で用いる場合や医学上の用語を引用する場合など、現時点で用語を変更できない特段の事情がある場合を除き、「認知症」を用いることとします。
- また、すべての人が、「認知症」の症状や特性（「何もわからない状態になってしまうのではない」等）を適切に理解し、誤解や偏見をなくすことが重要であることから、「認知症」に関する啓発等に努め、すべての人が尊厳をもって暮らせる社会づくりを進めます。

適切に行われるよう、これらの取組みの中心的な役割を担う人材を養成するため、高齢者虐待防止市町村リーダー職員養成研修を実施しました。

### ③ 高齢者虐待防止シンポジウム

高齢者虐待は身近な問題であり、この問題について一人ひとりの認識を深めることが未然防止の第一歩となります。そのために、高齢者虐待や未然防止のための方策等について、行政、関係機関、地域、家庭などそれぞれの立場からどのように取り組んでいけばよいのかを考えるシンポジウムを2005（平17）年2月5日に「エル・おおさか（大阪府立労働センター）」にて開催しました。

### 今後の課題

虐待を未然に防止し、仮に虐待があっても、これを早期に発見し、解決に結びつけられるような体制づくりを進めていく必要があります。

そのためには、地域において、身近なところで気軽に相談できる体制づくりを進めていくとともに、福祉活動を担う方や近隣住民が協力して高齢者を見守り、高齢者とその家族が地域で孤立することがないように支えていくことが重要です。

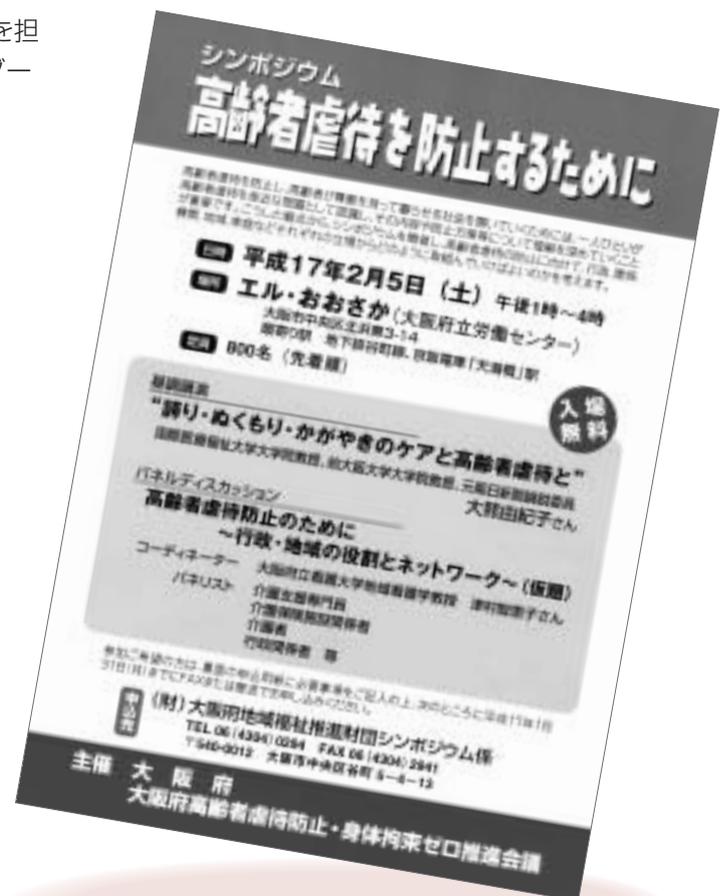
あわせて、これらの相談や支援に携わる者の対応技術を高め、高齢者や家族に対して関係者・関係機関が力を合わせて解決のための支援が行えるような、ネットワーク化を進めることが重要です。

また、2004（平16）年、国で実施された「家庭内における高齢者虐待に関する調査」でも、高齢者虐待の発生要因として介護疲れが高いウェートを占めるとともに、虐待をしている人には介護の協力者や相談する相手がない場合が多いことが明らかになっています。高齢者虐待を防止していくためには、高齢者に対する支援はもとより、介護者等の家族に対して適切な支援を行うという視点も欠かせません。

高齢者虐待は、家庭や施設の中で日常的に生じる身近な問題であり、介護を家族のみで抱え込まず、地域全体で支えることが虐待の防止につながるなどについてさらに啓発を進めていく必要があります。

### おわりに

大阪府としては、上記のような課題認識のもとに、推進会議でもさらに議論を深めつつ、市町村、関係機関、関係者と密接な連携・協力のもとに、高齢者虐待の防止に向けた施策を推進してまいりたいと考えています。



# 高齢者虐待に関する実態アンケート調査結果報告 ~抜粋~ 2004(平16)年10月

大阪府立介護実習・普及センター

## 調査の概要

- (1) 目的 在宅介護支援センターへの支援を主たる目的とした「高齢者虐待防止事業」に取り組むにあたり、府内における家庭内の高齢者虐待の実態等を把握すること。
- (2) 調査実施機関 大阪府立介護実習・普及センター
- (3) 調査対象 大阪府内在宅介護支援センター 256 か所（大阪市内を除く）

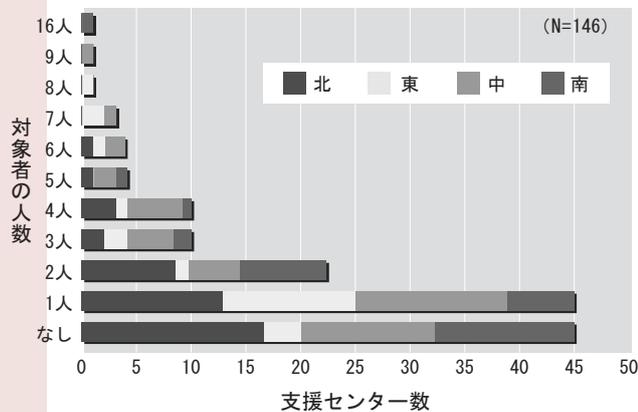
## 支援センターの調査結果

### ○支援センターごとの把握数

調査対象者すなわち虐待を受けている高齢者を調査期間中\*に把握したと回答があったのは、146 支援センター中 101 支援センター、69.2% となっている。1 支援センターあたり、2.5 人を把握しており、最多では 16 人を把握している。対象者がないと答えた支援センターは、45 支援センターで 30.8% を占めている。

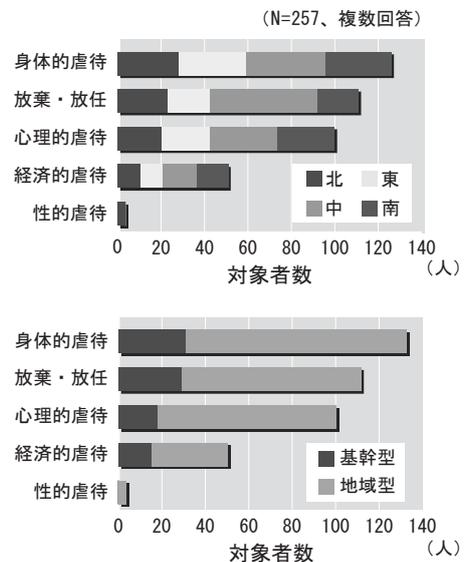
また把握できた対象者は、合計 257 人である。

\* 調査期間 ▶ 2003(平15)年4月1日から2004(平16)年3月末まで



## 虐待区分

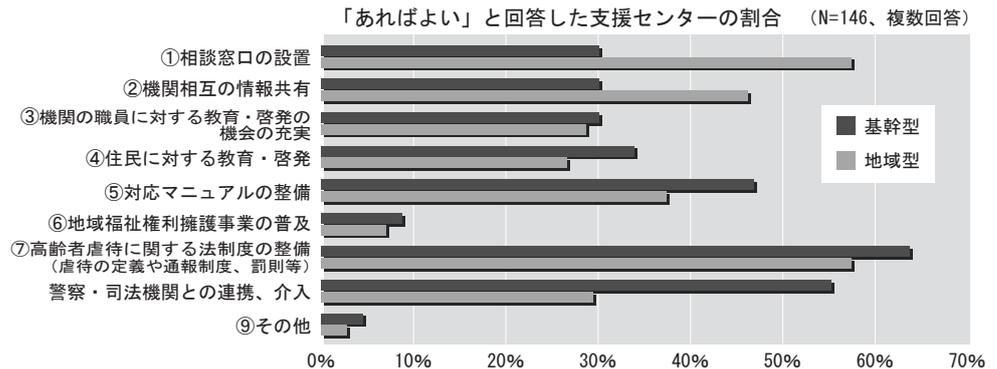
「虐待を受けている」と把握された高齢者 257 名の虐待区分（複数回答あり）をみると、身体的虐待が最も多く 128 名、49.8%、次いで介護・世話の放棄・放任（以下、「放棄・放任」という）が 111 名、43.2%、心理的虐待は 100 名、38.9%、経済的虐待は 51 名、19.8%、性的虐待は、3 名、1.2% となっており、複数の虐待を受けている高齢者像がみえてくる。



## 解決のために必要な仕組みや制度について

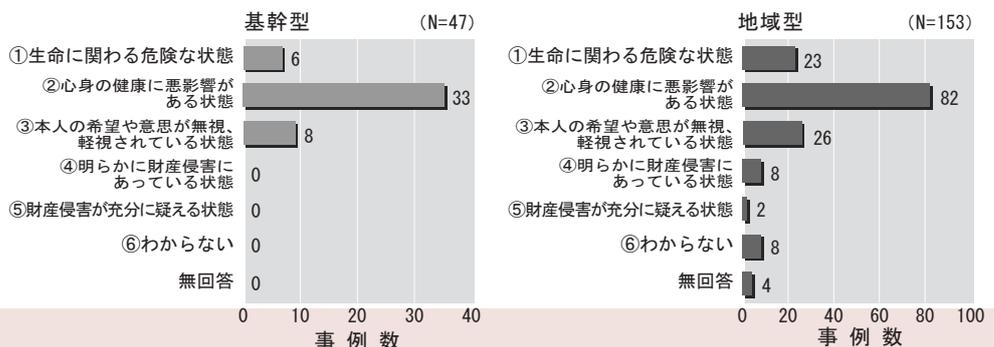
### ○センター属性別の状況

解決のためにあれば良いと思う仕組みや制度では、地域型の場合は①「相談窓口の設置」、⑦「法制度の整備」がいずれも 58.5% と一番高い。基幹型では⑦「法制度の整備」が 65.2% と一番高く、⑧「警察・司法機関との連携、介入」については、基幹型 56.5% に対して地域型では 30.1% と低くなっている。



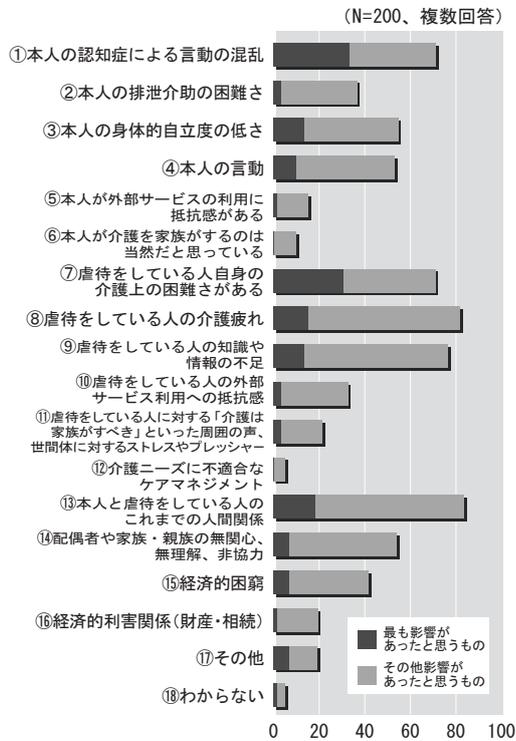
## 最も深刻な時点における高齢者本人の状況

最も深刻な時点での高齢者本人の状況をみると、200 事例のうち②「心身の健康に悪影響がある状態」が 57.5% と最も多く、次いで、①「生命に関わる危険な状態」が 14.5% であり、併せて 72.0% という高い率となっている。



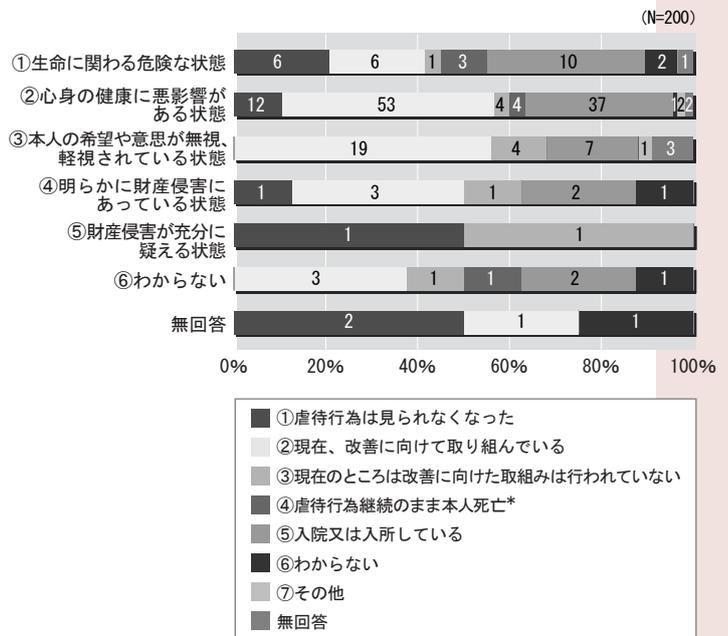
虐待が発生した要因で影響があったと思うもの

虐待が発生した要因として最も影響があったと思うものについて、全体では、⑦「虐待をしている人自身の介護上の困難さがある」が16.0%と一番多く、次いで①「本人の認知症による言動の混乱」が15.5%である。影響があったと思うものとしては、⑬「本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係」が43.0%、次いで⑧「虐待をしている人の介護疲れ」が42.0%を占めている。



最も深刻な時点での状況別にみた高齢者本人の現在の状況

最も深刻な時点での状況別にみた虐待を受けていた高齢者本人の現在の状況については、②「心身の健康に悪影響がある状態」、③「本人の希望・意思が無視・軽視されている状態」では、改善・改善に向けた取り組みがなされているのが60%近い。④、⑤の「財産侵害がある・疑える状態」では、50%台と若干低い。最も危険度の高い①「生命に関わる危険な状態」では、入院又は入所しているのが34.5%と最も多い。また、生命に関わる危険な状態のうち3名、心身の健康に悪影響がある状態のうち4名、不明のうち1名が「虐待行為継続のまま死亡」となっている。



\*「虐待行為継続のまま本人死亡」は、虐待死を意味するものではない。虐待的な人間関係が継続したまま、何らかの原因で死亡したものである。

在宅介護支援センター調査について

- ①把握数 ②虐待区分 ③解決のための必要な仕組みや制度について

個別調査対象者について

①虐待を受けている高齢者本人の状況

虐待を受けている年齢は75歳から84歳が最も多く、その71.9%が女性である。また、65.7%が認知症を有しており、全国調査の認知症割合より高くなっている。要介護度区分では介護度4が最も多い。

②虐待をしている人の状況

虐待をしている人は男性が多く全体の62%となっており、その多くは息子による虐待で39.5%を占め、全国調査を上回っている。次いで配偶者、娘、息子の配偶者の順になっており、家族の中の人間関係を含めた介護上の困難さや介護力不足からくる行き詰まりが事例を通じて感じられる。

③虐待を受けている高齢者本人との同居の有無

虐待を受けている高齢者本人と虐待をしている人の同居率は83.5%であり、全国調査における同居率88.6%と比べると低い。

同居ありでは「身体的虐待」、「心理的虐待」が多く、逆に同居なしの場合は「経済的虐待」や「介護放棄・放任」が多い傾向となっている。

調査の特徴と課題

今回の調査には、各支援センターから200件の虐待内容の報告が寄せられた。どの事例も多くの課題を抱えている。

高齢者については、状態の急変がよく見られることから、日常的に、「生命の危険を察知する力量」や「状況判断力」の強化が要求される。加えて、医療的視点の強化は重要である。「生命に関わる危険な状態」や「心身の状態に悪影響がある状態」に該当するとされた対象者の中には、介護保険の対象者でありながらサービス導入が困難な状況が見られた。

速やかに措置されるのが望ましい状態でありながら家族の理解が得られず、

かつ本人の了解が得られないことが「措置」適用の困難条件として挙げられているが、権利擁護の視点から、担当者が客観的な判断を行い行政機関と連携し「やむを得ない場合の措置」に適応させるシステムの構築は急務の課題である。

また、最も深刻な時点において「生命に関わる危険な状態」とされた29事例では、配偶者が虐待者である10事例のうち、4事例において「虐待者からの申告」によって対象者が把握できていることから、虐待者の苦悩が読み取れる。

介護に関する知識や技術が不足しているためのトラブル、あるいは認知症による本人・家族の混乱した状態などの問題を抱えながら生活している中で、多くの虐待行為が発生している。これらについては支援策が明確で早急に取組める課題でもある。

今後は、在宅介護支援センターを中心として地域の高齢者に関わる者が虐待防止の視点を強化し虐待を予防する取り組みを推進することが重要と考える。今回の調査結果を通じて明らかになった課題について以下に示し、在宅介護支援センターが地域の先駆者として取り組まれることを期待する。

高齢者の虐待への対応能力を高めるための課題について

- 「生命に関わる危険な状態」を判断できる力を育成する。
  - 医療的視点を逃さないように医療関係者との日常的な連携を図る。
  - 担当者個人の判断ではなく、支援センターとして対応する独自のシステムを構築する。
  - 地域ケア会議での検討など虐待防止について地域全体のネットワークを強化する。
  - 緊急対応が速やかに行える地域ケアシステムを構築する。
- 「措置」適用に関する行政機関の役割を明確にし、施設入所・病院への緊急搬送等がスムーズに行える仕組みづくり。
- 地域での高齢者虐待見守りネットワーク構築のため、地域住民を対象とした高齢者虐待予防に関する意識醸成の事業に取り組む。
  - 認知症高齢者ケアの確立と権利擁護事業の活用を推進する。

# 高齢者虐待防止センターの取り組み

## 特別養護老人ホーム フィオーレ南海

当高齢者虐待防止センターは、在宅介護支援センターに併設機能として、2002（平14）年10月に朝日新聞厚生文化事業団の助成を受けて開設しています。

活動内容は、大きく分けて4種類あります。

### ① 相談事業

電話、訪問、来所などの方法により受け付けています。2002（平14）年10月の開設当初は毎月第2日曜日を相談日に設定しましたが、2004（平16）年4月より開設は毎日とし、止むを得ない場合や緊急時には夜間も対応しています。

また、訪問相談を希望される場合や、こちらが必要だと判断した場合には、ご本人了解の上、該当する地域の在宅介護支援センタースタッフと同行させて頂くなどしています。

緊急の対応が必要ではなくても、日常の密な関わりが必要なケースが多いため、身近に関わってくれる機関の方がよいからですし、また、これらの活動を通して、地域の虐待防止ネットワークが構成されると思うからです。

また、相談日の待ち時間を利用して勉強会を開催していましたが、常設化した際に事例検討会を開催する事とし、毎月持ち寄りの事例で行なっています。

### ② 啓発セミナーの開催

介護支援専門員など専門職を対象に、大阪高齢者虐待防止研究会の協力を得て、毎年7回シリーズで開催しています。3年目に当たる今年度からはカリキュラム案を作成し、虐待相談を受けるために必要な一定のレベルの知識や技術を得られるよう開催しました。特に、虐待ケースに関わるときに、虐待者や被虐待者はもちろんですが、援助者の方も非常に疲れますし傷つきます。虐待ケースに取り組むためにも、また深く傷つけないためにも、ある程度の知識や課題は知ってもらっておいたほうが良いのではないかと思います。

### ③ 調査研究

2002（平14）年度から、毎年、岸和田市から岬町までの訪問系サービス提供事業所を中心に、高齢者虐待に対する専門職の意識調査と実態調査を実施しています。



### 連絡先



**フィオーレ南海**

☎ 0724-65-3388 (代)  
大阪府泉南郡田尻町吉見 326-1



## 相談件数

- 2002(平14)年10月1日(開設)～2004(平16)年12月23日
- 複数回相談があったケースについては、1と数えています。

初期相談の受付方法	合計	電話	来所	訪問	その他
	41	34	5	1	1

相談者	本人	家族	専門職	行政
	4	8	19	5

虐待者	息子	娘	配偶者	その他家族	専門職
	18	7	5	7	4

対応内容	カウンセリング的	助言・情報提供	その他
	30	19	事例検討会への事例提供呼びかけ 緊急一時保護など 来所相談に切り替え 同行訪問 他機関連絡調整 弁護士会紹介 労働組合紹介

専門職がどのように虐待問題を捉えているか、実際関わっている方に対してはどのような関わり方をしているか、また、それらがどのように変化していくのかを聞いています。

この調査や、日常の相談業務から、高齢者虐待に対処するための大きな課題が2つ見えてきました。ひとつは、専門職が虐待ケースに関わるのは非常に困難だと感じていること、それは経済的なことや身分保障的なことなど、さまざま要因がありますが、成人の緊急一時保護施設がないことです。もうひとつは、支援の方法について、入り口(虐待の発見)から介入、アフターケアまでの一貫した支援の流れがないことではないかと考えています。

虐待ケースの支援の方法に焦点をあて、高齢者虐待に対する有効な支援方法や必要な社会資源について検討し、それらを実際に創造しうるかを検討しています。具体的な解決策の案として、4つ目の機能として、

#### ④ 支援センターのネットワークを活用したシェルターネットワークの構築を試みています。

さらに、高齢者虐待防止センターの活動だけで高齢者虐待を予防するというよりも、その地域の住民すべてが安心して生活するためにはどうしたらよいか、ということに焦点をあてる必要があるのではないかと考えています。被虐待者の救出だけを目的にするだけでは虐待問題は解決しません。入り口から介入、出口まで、地域で一貫した支援のシステムがあって初めて予防機能が果たせるのではないのでしょうか。入り口のところだけで予防するというのは難しいですし、対処療法的な対応だけでは虐待はなくなりません。身の安全を確保できたとしても、介入後の出口の部分で、心の傷などへの具体的対処がなければ、根本的な解決にはならないと考えます。虐待も一つの生活障害と捉え、総合的に安心・安全・快適な地域づくりを目指すべきではないのでしょうか。

# 高齢者虐待相談事業について

社会福祉法人 大阪府総合福祉協会 ヒューマインド (大阪府福祉人権推進センター)

## 1 高齢者虐待相談事業の概要

- 実施期間** 2004年7月より12月までの6ヶ月間、大阪府福祉人権センター内に専用相談電話を設置しました。
- 相談日** 月～金の10時～16時
- 相談担当者** 保健師
- 事前のPR** 府内各市町村の高齢者担当課や府内人権文化センター等にチラシ送付
- 実施内容** 家族や居宅介護支援事業等からの高齢者虐待に関する相談に対応しました。  
必要に応じて専門家からのアドバイスを受けました。

### ■ 高齢者にまつわる相談事業の状況 2004年7月～12月まで

相談者の内訳	当事者	市町村保健師	一般市民	親戚友人	在宅介護支援センター	その他*
10件	1	1	1	3	2	2

\* その他▶地域の福祉サービス関係者など

### ■ 相談内容 虐待(疑いを含む)の分類

相談内容の内訳	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	介護・世話の放棄	その他*
10件	2	0	0	3	4	1

\* その他▶法制度についての問い合わせなど

## 2 相談事業から見てきたこと

### ■ 身近な地域で高齢者虐待にまつわる相談体制(相談窓口)確立の必要性

- 現状では、責任をもって対応してくれる相談窓口や機関が少なく、発見しても支援に結びつきにくいと思われます。

### ■ 相談担当者の養成と研修の充実

- 相談の受け手である市町村の高齢者福祉担当者や居宅介護支援事業所の従事者が、高齢者虐待の問題に直面しても、高齢者虐待について十分な知識がなく、対応に戸惑いが生じています。
- 経済的な虐待事例については、専門的な知識がないと対応できず、地域権利擁護事業や成年後見制度などの知識を、相談を受ける介護支援事業所の従事者当にも広く浸透させていくことが必要です。

### ■ 地域で機能するネットワーク体制の必要性

- 相談によっては、情報の確認等対応を急ぐ状況が生じます。また、独居の高齢者や障害者については、介護保険制度ではカバーできない問題があります。地域の関係機関間で情報提供等を行うことにより課題解決の糸口をつかむことが可能であり、地域で機能する機関連携が必要です。
- 一人の力では解決が難しい場合も多く、民生委員さんがキーパーソンとなる場合もあります。必要なときに担当者が集まり、事例検討会等事例を検討する場が必要です。

## ■ ヒューマインドでの相談事業の成果と限界

- 高齢者虐待の相談窓口が定まっていない市町村が多い中で、この相談事業を実施したことは、相談事例に対する対応や方向性、相談窓口の紹介等の助言や高齢者虐待の啓発的な意味合いでは効果があったと思います。
- しかし、電話相談は、あくまでも情報の把握という手段であり、虐待事例の相談を受けても、問題解決のために直接介入ができないという限界があります。
- 電話相談は、間接的に得た情報を地域の担当者につなぎ、地域で実際にネットワークを組んで動くことにより問題解決に結びつける性質のもので、単に相談窓口を紹介するだけでは解決に結びつきにくい面もあり、組織的な支援ができる地域で相談窓口と相談担当者を設置すべきです。

## 高齢者虐待にまつわる相談事業

相談専用ダイヤル

 **06-6561-5080**

相談は無料

月曜日から金曜日 (AM10:00 ~ PM4:00)

※土・日、祝日、年末年始は除きます

- あなたの身近な地域で、虐待を疑うような兆候の方はいませんか。
- 一日中オムツをはめたままほったらかしにされている人や、家に鍵をかけて閉じこめ、行動制限している家庭をみかけませんか。
- 認知症の介護でどうしたらいいのかわらぬ、もしかしたら自分は虐待しているのではと、一人で悩みを抱え込んでいる方はいませんか。

 高齢者の虐待に関する疑問や悩みなどあれば、  
どなたでもお気軽にご相談下さい。

社会福祉法人 大阪府総合福祉協会

**ヒューマインド** (大阪府福祉人権推進センター)

大阪市浪速区久保吉 2-2-3 ☎ 06-6561-4193

# 大阪後見支援センターの活動に見る高齢者虐待



大阪後見支援センター 部長 川並利治

大阪後見支援センターは大阪府社会福祉協議会において1997(平9)年10月に設立されました。知的障害者、認知症高齢者、精神障害者等の判断能力が不十分な方々を対象とし、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業、権利擁護にかかわる相談事業及びそれらにかかわる啓発並びに情報提供を行っています。

高齢者虐待は、地域福祉権利擁護事業で発見されるものと、相談事業に寄せられるものがあり、大阪後見支援センターにおいて寄せられる相談は経済的虐待が多いのが特徴です(表1参照)。

認知症高齢者等で、何らかの権利侵害が既に行われているか、権利侵害があるかも知れないと予測されるため、2003(平15)年度に新たに地域福祉権利擁護事業の契約締結によって福祉サービス利用援助を開始した者は

148件です。このうち虐待と考えられたのは34件でした。さらに、経済的虐待57件の内訳は表2のとおりです。

虐待は、地域福祉権利擁護事業契約前の生活状況・財産状況の調査や、既に関わっているケアマネジャーや介護者等によって発見されたり、事業利用後の見守りの中で発見されます(表3参照)。地域福祉権利擁護事業では、高齢者の自立生活を保障するために、本人の意思にそって、年金などを管理することで侵害を防ぎ、計画的に本人の生活に充てられるよう支援します。

表3

2003(平15)年度 認知症高齢者の虐待相談の経路

	地域福祉 権利擁護事業	相談事業	計
ケアマネジャー	16	3	19
市 福祉事務所	3	5	8
市 高齢課・介護課	5	0	5
民生委員	4	0	4
在宅介護支援センター	2	2	4
親族・家族	2	12	14
福祉施設	0	3	3
社会福祉協議会	0	2	2
ホームヘルパー	0	1	1
医療機関等	1	1	2
知人等	1	1	2
計	34	30	64

資料 大阪後見支援センター

資料 大阪後見支援センター

表1

2003(平15)年度 認知症高齢者の虐待種別(重複)

	経済的 虐待	身体的 虐待	介護 放棄	心理的 虐待	計 (実数)
地域福祉 権利擁護事業	33	2	2	0	37(34)
相談事業	24	3	2	3	32(30)
計	57	5	4	3	69(64)

資料 大阪後見支援センター

表2 経済的虐待57件の内訳(重複)

- 1 年金や生活保護費などを、本人の知らぬ間に勝手に使い込んでいる 18件
- 2 年金通帳を返してもらえない 9件
- 3 高齢者本人の名義での借金や虐待者が借金してその返済を強要する 9件
- 4 虐待者がカードローン、訪問販売、自宅売却など勝手に契約した 8件
- 5 孫の小遣い、介護費、生活費と称して過大に要求している 7件
- 6 現金で持っていかれたまま返済されない 7件
- 7 高額預貯金の使い込みで返済されない 3件
- 8 浪費(買い物や遊興費)、飲酒などに使っている 2件

資料 大阪後見支援センター

一方、2003（平15）年度の相談事業における、判断能力の不十分な方にかかわる電話相談件数は1,255件ですが、認知症高齢者に関するものは385件であり、そのうち、家族をはじめとする介護者等からの虐待と考えられたのは30件でした。

電話相談において、問題が把握されると、大阪後見支援センターの専門相談において、弁護士・社会福祉士の両者による、主に支援者との面談を通じて解決への道を探るとともに、今後、被害に遭わないように、地域福祉権利擁護事業につなげます。

しかし、高額財産や不動産の管理、相続問題、消費契約上の取消権の行使など、地域福祉権利擁護事業で対応ができない課題に対しては、利用者の判断能力の状態を考慮しつつ、成年後見制度の利用を検討することになります。

当センターは権利擁護センターとして、両制度の利用促進を図るとともに、地域の担当者の精神的な負担に対する後方支援や、法律事案や財産事案に関する技術的支援が虐待対応への大きな役割と考えています。

**住所**  
〒542-0012  
大阪市中央区谷町7-4-15  
大阪府社会福祉会館2F

**大阪後見支援センター**

認知症、知的障害、精神障害などにより  
判断能力が不十分な方のために

**相談専用電話**  
そうだんせんようでんわ

**06-6764-5600**

月曜日～金曜日  
(祝日・年末年始を除く)  
午前10時～午後4時

あいあいねっとは大阪後見支援センターの呼び名です。  
愛情のあい自立（Independence）の頭文字1のあいを重ね、関係機関や地域の人々とのあいだにネットワークをぎざぎ、障害のある人や高齢者が安心して暮らせることができるようにとの願いを意味しています。

**相談活動**

認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な方を対象に権利擁護の相談をしています。

**電話相談** 06-6764-5600  
月曜日～金曜日  
午前10時から午後4時まで（祝日・年末年始を除く）

**専門相談** 火曜日・木曜日（予約制）

電話相談のうち、専門的な見地からの相談については、弁護士と社会福祉士が面接により相談を行います。

**地域福祉権利擁護事業（ちいきふくしけんりようごじぎょう）**

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方で、自分ひとりで契約などの判断をするのが不安な方やお金の管理に困っているときなどにお手伝いし、住みなれた地域で安心して生活が送れることを目的としています。具体的なサービスの利用については、市町村の社会福祉協議会などへご相談ください。

**福祉サービスの利用援助**

介護保険などの福祉サービスで、なにが利用できるかわからない。  
福祉サービスを利用したくても、手続きが複雑でひとりでは難しい。

**日常的な金銭管理サービス**  
自分で銀行や郵便局にいき、生活費を引き出すのが難しい。  
生活費が計画的に使えないので、だれかに管理してほしい。

**通帳や証書類、はんこ等の預かりサービス**  
通帳や印鑑などどこに置いたか忘れてしまう。  
大事な貯金や家の権利書などが誰かに取られないかと心配だ。

啓発活動・情報提供

知的障害者、認知症高齢者、精神障害者などの方々の権利擁護についてよく知ってもらうための啓発や情報提供をしています。

# 大阪府立介護実習・普及センター人材養成班 における高齢者虐待防止のとりくみ

大阪府立介護実習・普及センター 保健師 石垣 美和子

**所在地** 大阪府茨木市大住町 8-11 大阪府立介護実習・普及センター

**開設日** 朝日新聞厚生文化事業団助成事業として府下で3番目の高齢者虐待防止センターとして2004(平16)年8月より開設しています。

**相談日** 毎週火曜日 午前9時から12時

**対応方法** 専任相談員(保健師)が専用電話ならびに来所相談に対応しています。

## 相談の基本方針

相談内容により

### ① センター内緊急会議の実施

介護実習・普及センター内の緊急会議で所長ならびにセンター保健師を交え、緊急性を判断しています。

### ② 保健師による支援訪問の実施

相談事例について必要に応じて相談員ならびにセンター保健師が現場を訪問し、状況を把握し、具体的な介入が必要な場合は介護実習・普及センターが府、在宅介護支援センター、市町村、老人福祉施設等と相談・連携し、解決にあたっています。

### ③ 高齢者虐待調整ワーキング会議の開催

各ブロック代表の在宅介護支援センター職員の意見を聞き、相談事業の充実を図ります。



専任相談員  
井上静江さん

## 相談事例の傾向とその対応

相談件数については、10月から具体的な虐待相談が入るようになり、10月と11月で延べ10件が寄せられています。虐待の種別は、性的虐待以外はすべてあがっており、2種類ないしは3種類の複合したケースが多くあります。

### 相談の 特徴としては

- ① 専門職、特にケアマネジャーからの相談がほとんどです。
- ② その内容は、緊急性が高く将来も見据えた対応を迫られています。
- ③ ケアマネジャーのみの関わりでは、対応が難しく関係機関との連携が必要な状況が多くあります。
- ④ 特に、市町村が、「やむを得ない措置」を検討する必要のある事例もあります。

### 当センター の対応としては

- ① 初回相談では、インタビューを重視し、問題の整理、解決の方向について助言指導を行っています。
- ② 継続援助が必要なケースにおいては、キーパーソンともなるべき相談者と連絡を取り合い随時助言・指導を行っています。
- ③ 緊急対応が求められる場合は地域に出向き、緊急会議やサービス担当者会議に相談員ならびにセンター保健師が出席し、各担当者の役割を明確にし、今後の対応等についての調整役を担っています。

## 業務を通じた課題

- ①事例には地域性があり、対応についてはその地域に応じたアプローチが求められます。たとえば、ネットワーク関連会議の開催がある市町村であるならば、その会議を通じた方が問題解決がスムーズに運ばれます。そのため、当センターとしては、地域性を把握するための情報収集が必要です。
- ②専門職からの緊急度の高い相談が北摂地域にとどまらず大阪府下さまざまなところから寄せられていることから考えると、市町村レベルでの専門職に対する相談窓口の設置を早急に進める必要があります。
- ③「やむを得ない措置」への対応については権利擁護の観点からタイムリーに行政担当者がかかわり、共に経験を積み重ねることが重要であり、そのためには、日常的に地域ケア会議など関連職種が参加する会議がルーティン化されているべきと考えます。

ひとりで悩まずにご相談下さい

## 高齢者虐待防止相談窓口

高齢者への虐待が大きな問題となり、家庭の中だけでは解決しがたい状況になっています。悩んでいるのはお年寄りだけではなく、介護されているご家庭も、援助をしている介護スタッフも同じように悩んでおられるのではないのでしょうか。

暴力だけが虐待ではありません。言葉で追い詰める事や、食事を与えないなど介護や世話をせず放置すること、年金や財産などを本人に渡さず勝手に使うこと、性的いやがらせなども虐待といえます。

**相談日** 午前9時から12時

**電話相談** 072-626-1882

**来所相談** 5階（相談室へ）



**実施機関**

大阪府立介護実習・普及センター  
茨木市大住町8番11号 FAX 072-626-0876

朝日新聞厚生文化事業団助成事業

## ● 「高齢者に関わる相談窓口」一覧

☎ 電話    ⌚ 受付時間

分野・名称	実施機関・所在地	お問い合わせ	内 容
福祉サービス利用者	大阪府社会福祉協議会 「運営適正化委員会」 大阪市中央区谷町7-4-15 (大阪府社会福祉会館2階)	☎06-6191-3130	福祉サービスに関する苦情の中で、当事者である事業者と利用者との間で解決困難な事例について、中立・公平な立場から解決に向けての相談やあっせんを行う。 ☎月～金曜日 10時～16時
知的障害者 認知症高齢者 精神障害者等	大阪後見支援センター 大阪市中央区谷町7-4-15 (大阪府社会福祉会館2階)	☎06-6764-5600	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護に係わる相談等 ☎月～金曜日 10時～16時
高齢者全般	高齢者総合相談情報センター 吹田市山田北3-1 (大阪府立老人総合センター内)	☎06-6875-0110	高齢者及びその家族の保健、福祉、医療等の悩みごとの相談に応じるとともに各種福祉情報の提供等を行う。 ☎月～金曜日 9時30分～17時
	大阪府総合福祉協会 ヒューマインド 大阪市浪速区久保吉2-2-3	☎06-6561-5080	高齢者及びその家族や居宅介護支援事業等からの高齢者虐待に関する相談に応じ、必要に応じて専門家からのアドバイスを受ける。
介護全般	介護実習・普及センター 茨木市大住町8-11	☎072-626-3381	介護に関する相談に応じるとともに、福祉機器の展示や介護講座を開講し、介護知識・技術の普及を図る。 ☎火～日曜日 9時15分～17時30分
高年齢者の 職業相談等	東大阪高齢者職業相談室 東大阪市長堂1-5-6(弘容ビル8階)	☎06-6782-2328	55歳以上の高年齢者を対象とした職業相談・助言、求人情報の提供等も行っています。
	堺高齢者職業相談室 堺市長曾根町130-23 (堺商工会議所会館5階)	☎072-258-7031	堺、東大阪、高槻の各相談室には「ミニパートバンク」を併設し、パートタイムの就職相談・助言、求人情報の提供等も行っています。
	高槻高齢者職業相談室 高槻市紺屋町3-1-105 (グリーンプラザ3号館1階)	☎072-683-5500	☎く東大阪・高槻> 10時～18時 (土・日・休祝日は休み) ☎く堺> 9時～17時45分(土・日・休祝日は休み)
	高齢者職業相談プラザ 大阪市中央区石町2-5-3 (エルおおさか南館4階)	☎06-6920-0661	55歳以上の高年齢者を対象に、中高年就職支援センターと連携し、大阪労働局、ハローワークの協力を得て、職業相談、就職あっせん等を行います。 ☎9時30分～17時45分(土・日・休祝日は休み)

## 編集の後記

今、高齢者への虐待について早期発見や防止を盛り込んだ「高齢者虐待防止法案」が議論されています。高齢者虐待は家族によるものが大半で、発見が遅れるケースも少なくありません。通報の義務や立ち入り調査など法的な整備を進めるとともに、地域での家族を含めた支え合い、相談窓口の充実が早急に必要です。

2005年(平成17年)3月発行    編集・発行 財団法人 大阪府人権協会  
〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985 URL <http://www.jinken-osaka.jp>